

経営事項審査制度の改正 ⑨ 経理処理の適正を確認した旨の書類(その4)

はじめに

今月は、「経理処理の適正を確認した旨の書類」の解説の4回目です。いつものとおり意見にわたる部分は私見であることをあらかじめ申し添えます。

2. 確認項目の内容(つづき)

2-6 有価証券

- ・ 有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
- ・ 売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
- ・ 市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
- ・ 時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。
- ・ その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。

有価証券についての詳細は、「金融商品に関する会計基準」や「金融商品会計に関する実務指針」に記載されていますが、概要は以下のとおりです。

売買目的有価証券とは、短期の売買利益を得ることを目的として保有する株式等と定義されますが、通常、証券会社等のディーリング部門が保有する場合に限られます。売買目的有価証券は貸借対照表上、流動資産の部に期末時に時価で評価して計上し、評価差額は営業外損益に計上します。また、売却損益は営業外損益に計上します。

満期保有目的の債券は、国債、社債などであり、貸借対照表上、一年以内に満期の到来するものは流動資産、そうでないものは投資その他の資産に計上します。評価は、原則として取得原価ですが、取得原価と満期時の償還金額との差額が金利の調整と認められる場合には、当該差額を取得時から償還時までの期間にわたり、(借)投資有価証券/(貸)受取利息として按分計上します。これを償却原価法といいます。

子会社株式とは、原則として議決権の過半数を所

有する会社ですが、40%以上保有している場合でも、人事・資金等の関係により実質的に支配していると認められる場合には、子会社とみなされます。関連会社は、原則として議決権の20%以上50%以下を保有する会社ですが、子会社株式同様、人事・資金等の関係により実質的に影響力があるとみなされる場合には15%以上の保有でも関連会社とされます。

子会社及び関連会社株式は、原則として取得原価により評価しますが、時価又は実質価額(一株当たり純資産額)が著しく下落した場合(取得価額に比して概ね50%以上下落した場合)には、減損処理として、時価(又は実質価額)まで評価減を行わなければなりません。この場合の評価損は特別損失に計上します。

子会社及び関連会社株式を売却した場合には、その売却損益は原則として特別利益または特別損失に計上します。

上記以外の有価証券が、その他有価証券であり、通常、投資その他の資産に投資有価証券として計上します。ただし、一年以内に期限の到来するCD(譲渡性預金証書)及びCP(コマーシャル・ペーパー)や預金と同様の性格を有するとされるMMF(マネー・マネジメント・ファンド)、MRF(マネー・リザーブ・ファンド)、中期国債ファンド等は流動資産の有価証券に計上します。

その他有価証券のうち、時価のあるものについては、原則として時価により評価し、評価差額は純資産の部に計上します。全部純資産直入法とは、評価差額のすべてを評価・換算差額等に計上するものであり、部分純資産直入法とは、時価が取得原価を上回る銘柄に係るもののみを評価・換算差額等に計上し、時価が取得原価を下回るものに係る評価差額は当期の損失として処理する方法です。部分純資産直入法は、従来の低価法の考え方に似ていますが、現在多くの上場会社では全部純資産直入法を採用しています。

その他有価証券の時価又は実質価額が著しく下落した場合は、子会社及び関連会社株式の場合と同様に特別損失に評価損を計上します。

また、その他有価証券の売却損益は、原則として営業外損益に計上します。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)